

第3回熊本市自治基本条例見直し委員会のまとめ（案）

平成26年2月12日開催

1. 自治推進委員会の答申を踏まえた見直しについて

1) 条例骨子たたき案（区のまちづくり）について説明

<委員意見>

- 条文の作成にあたってはできるだけ前向きな表現を心がける。
- 条文の言葉については、分かりやすい表現の活用を心がける。（様々な主体など）
- 簡潔に且つ適切に規定し、できるだけ様々な解釈ができるような曖昧な表現は避ける。
- 区のまちづくりに関する条文の規定については、市民側の視点を持って検討が必要。
- 区のまちづくりビジョンに関連する規定が盛り込まれてもよいのではないか。
- 区長の役割として規定することが望ましい。その規定の仕方や区長の定義づけについても検討が必要。
- 重要な機能を担うまちづくり懇話会については、将来的にその位置付けを見直し整理していく必要がある。
- 団体との協働だけではなく、個人の自主的な協働もあってもよい。団体に個人も含まれるような表現の工夫が必要。
- 地域コミュニティ活動等の概念が非常に広いため、曖昧さが否めない。多様な活動を対象に含むことになることで、柔軟性を持つ反面で危険性を伴うことになる。
- 区のコミュニティという見出しとその内容が一致しない。

2. 自治推進委員会の答申以外の見直しについて

1) 条例施行後に整備された条例や制度について説明

2) 自治推進委員会の答申以外の見直しに係る論点について説明

<委員意見>

- まちづくり活動における個人情報の取得にあたっては、その保護を緩和するという内容を条例に盛り込むことができないか。
※個人情報を保護することで、利益を受けることができる人が受けられていない。
- 条例の施行後において、まちづくり活動への市民の意識の変化が見られない。行政、市民の双方に問題があり、職員研修や参画、協働の仕組みの整備など取組みの推進が必要。
- 実際に行われている協働は、条例に規定されるような協働となっていない。
- まちづくりに関心を持つことは、知ることから始まる。市民の役割の中に、積極的に情報を取り入れるという努力規定を盛り込む必要があるのではないか。
- 市の職員は参画と協働について正確に認識できていない。さらなる学習が必要。
- コミュニティの連携については、区に留まらず、市全体の取り組みとしても規定が必要ではないか。
- 条例第24条の危機管理では、防災についてももう少し規定があってもよいのではないか。